

協会だより

No.29

平成29年10月発行

ながの



小谷村・鎌池

井出利久氏 撮影

CONTENTS

日本年金機構からのお知らせ

知っておきたい“適用関係届のQ&A”… 2・3

協会けんぽからのお知らせ

健康経営優良法人認定企業のご紹介… 4

住所変更届の手続きはお済みですか?… 5

交通事故による負傷で健康保険を使用した場合、
「第三者行為による傷病届け」をご提出ください… 5

日本年金機構からのお知らせ

スキーリフト利用補助のお知らせ… 6

長野県社会保険協会からのお知らせ

安曇野健康ウォーク参加者募集… 7・8

日本年金機構からのお知らせ

事業主の
皆様へ

知っておきたい“適用関係届等のQ&A”

Q A社において現在社会保険に加入している事業主が、B社の役員を兼務することとなりました。この場合どのような届出が必要となるのでしょうか？

A 事業主に限らず、被保険者が同時に複数（2カ所以上）の適用事業所に使用されることとなった場合は、『健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届』を提出し、今後管理することとなる年金事務所等を選択する必要があります。

ご質問の場合には、B社での『健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届』および、『健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届』を届け出てください。

届出の際に、全国健康保険協会から健康保険被保険者証の交付を受けている場合は、被保険者番号等が変更となるため、健康保険被保険者証を添付していただく必要があります。

なお、保険料額については、それぞれの事業所で受ける報酬月額を合算した月額により標準報酬月額を決定し、標準報酬月額による保険料額をそれぞれの事業所ごとに支払われる報酬に基づき按分して算出される金額となります。

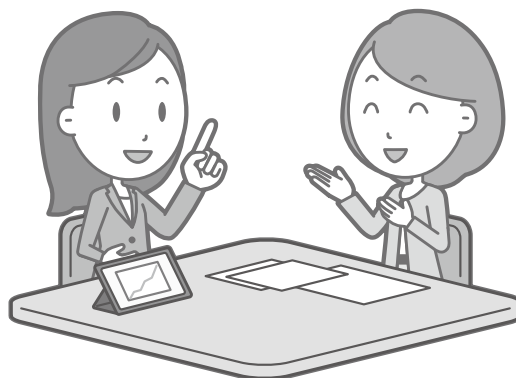


Q 当社との雇用契約が5月30日で満了する被保険者がいますが、6月2日から再度雇用契約を結ぶことになっています。この場合、被保険者の資格はどのようになりますか？

A 被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者であり、事業主との間の事実上の使用関係が消滅した場合に被保険者資格を喪失します。

この使用関係は、契約の文言のみを見て判断するのではなく、就労の実態に照らして個別に判断する必要があります。

ご質問のように、有期の雇用契約または任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合で、雇用契約または任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約または任用の予定が明らかな場合は、就労の実態に照らして被保険者資格を喪失させることなく取り扱います。



Q 70歳以上の被用者は、どのような届出が必要となるのでしょうか？

A 70歳以上の方で、次の要件に該当する場合は各種届書の提出が必要となります。

- ◎過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方
- ◎適用事業所にお勤めの方で、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が、それぞれ一般従業員の4分の3以上の方、1週間の所定労働時間が20時間以上等一定の要件を満たす短時間労働者



〈届出書類〉

対象者を新たに雇用したとき	資格取得届+70歳以上被用者該当届
70歳になった対象者を、引き続き雇用するとき	資格喪失届(※1)+70歳以上被用者該当届
対象者の報酬に変更があったとき	月額変更届+70歳以上被用者月額変更届
対象者に賞与の支払いがあったとき	賞与支払届+70歳以上被用者賞与支払届
7月1日に対象者を雇用しているとき	算定基礎届+70歳以上被用者算定基礎届
対象者が退職または死亡したとき	資格喪失届+70歳以上被用者不該当届
対象者が75歳になったとき	資格喪失届(※2)
75歳以上の対象者が退職または死亡したとき	70歳以上被用者不該当届

※1 厚生年金保険のみの資格喪失です。健康保険の被保険者資格は継続します。

※2 健康保険の資格喪失です。引き続き雇用する場合は、70歳以上被用者に該当します。

予約による年金相談をご利用ください

全国の年金事務所ならびに街角の年金相談センターでは、予約による年金相談を実施しています。ご予約のない場合、窓口にてお待ちいただくことがあります。ご予約のうえ、お越し下さい。

予約相談のメリット

- ・お客様のご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- ・相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します。



来訪相談のご予約は

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165

◎詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

健康経営優良法人認定企業のご紹介

平成28年度から経済産業省が主体となり特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する「健康経営優良法人認定制度」が始まりました。これまでに、平成29年2月と8月に認定が行われ、長野支部からは計11社が認定されています。

《大規模法人部門》



健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

株式会社 ヤマウラ 駒ヶ根市

《中小規模法人部門》



健康経営優良法人
Health and productivity

株式会社 アドイシグロ 長野市

石井瓦工業 株式会社 千曲市

株式会社 エールシステム 小諸市

社会福祉法人 からし種の会 緑の牧場学園 佐久市

川中島建設 株式会社 長野市

栄通信工業 株式会社 蓑輪町

株式会社 相模組 大町市

高木建設 株式会社 長野市

高島産業 株式会社 茅野市

株式会社 中村 飯田市

(※敬称略、五十音順)

健康経営優良法人認定制度は健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。認定を受けると、長野県中小企業振興資金の貸付利率が0.2%引き下げられるほか、企業イメージの向上により優秀な人材を確保しやすくなることが想定されます。

認定を受けるには、

- ①全従業員が定期健診を受診し、健康課題の改善に努めている
- ②心と身体の健康づくりに向けた取組を行っている
- ③健康保持増進に関する研修や情報提供を行っている
- ④健康づくりの取組を通じ、従業員同士のコミュニケーションを促進している
- ⑤協会けんぽと連携し、健康づくりを推進している
- ⑥健康宣言を社内外へ発信している

などの条件を満たすことが必要です。

「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けるには、まずは「**健康づくりチャレンジ宣言**」に参加して**いることが必須条件**となります！

「健康づくりチャレンジ宣言」とは全社を挙げて健康づくりに取組むことを宣言し、心身ともに元気な職場（健康企業）を目指す事業のことです。

この機会にぜひチャレンジ宣言に参加し、協会けんぽと一緒に健康づくりを始めませんか？

「健康づくりチャレンジ宣言」についてのお問い合わせは、ホームページをご覧くださいか、企画グループまでお電話ください。

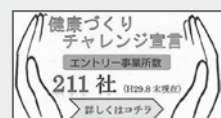
協会けんぽ長野支部

検索

健康づくりチャレンジ宣言

○協会けんぽ長野支部 企画グループ TEL:026-238-125

ホームページ上の
下記バナーをクリック



住所変更届の手続きはお済ですか？

引越しなどにより住所が変更した場合、住所変更の手続きが必要になります。被保険者（ご本人）様より申出を受けた事業主様は「被保険者住所変更届」により日本年金機構に提出いただきますよう、よろしくお願い致します。

■協会けんぽが被保険者（ご本人）様に送付しているもの

ご家族（40～74歳）の方が特定健診を受診する際に必要な「受診券」を毎年4月にお送りしております。転居等に伴う住所不明などの理由でお届けできない受診券は、事業主様宛にお送りして、被保険者（ご本人）様等を通して届けていただいております。

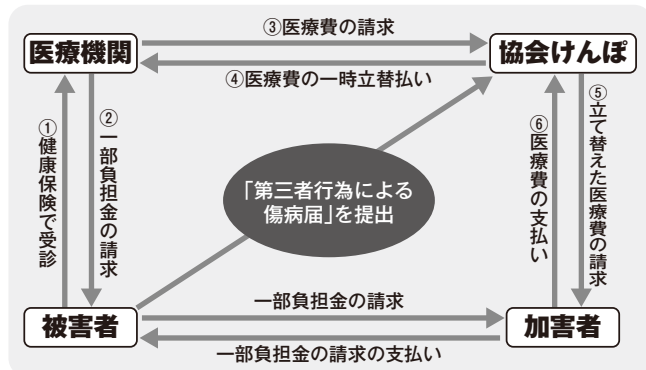
交通事故による負傷で健康保険を使用したときは、「第三者行為による傷病届」をご提出ください

交通事故（工作中・通勤途上を除く）やケンカ等の第三者によって受けたケガの治療は、本来過失割合に応じて加害者が負担すべきものです。

被害者が健康保険を使用した場合、加害者に代わって協会けんぽがその医療費を負担していることとなります。

「第三者行為による傷病届」を提出していただき、協会けんぽが支払った医療費を、加害者（または加害者側の損害保険会社）に対して損害賠償請求します。

※「第三者行為による傷病届」は協会けんぽのホームページから印刷していただくか、お電話でご連絡いただければ郵送します。
 なお、「第三者行為による傷病届」の作成および提出にあたっては、加害者の損害保険会社にご相談ください。



第三者行為により健康保険を使用して治療を受けた場合の流れ

■業務中や通勤中の事故は、「労災保険」の対象となり、健康保険は使用できません

労災保険に該当するか判断が難しい場合は、労働基準監督署にご相談ください。また、労災保険に該当するにもかかわらず、健康保険を使用すると、医療費をお返しいただくこととなります。

このような場合、健康保険は使えません

パート・アルバイト業務で骨折したが、正社員しか労災保険に入っていないと言われた。

↓
 短期間、短時間のパート・アルバイトであっても、使用され賃金を支払われている方であれば、労災保険の対象となります。

仕事中（通勤途上）だったが、自損事故でケガも軽いので、健康保険を使いたい。

↓
 ケガの程度は関係ありません。また、自損事故でも仕事中（通勤途上）のケガには労災保険が適用されます。

仕事中のケガだったが、会社から健康保険を使うように言われた。

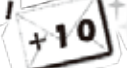
↓
 会社が業務上のケガで健康保険の使用を指示し、労働基準監督署に報告しないことは違法です。

仕事中にケガをしたが、会社に迷惑が掛かるので労災保険は使いたくない。

↓
 労災保険を使用するかどうか、ご自身で選択することはできません。

営業のため私用車を運転中、交通事故に遭い、ケガをした。

↓
 私用車を運転中の事故であっても、仕事中であれば労災保険が適用されます。



平成29年度 スキーリフト利用補助のお知らせ



申込資格 平成29年度の年会費を納入いただいた事業所様

利用対象 上記事業所の事業主、被保険者、被扶養者

利用期間 2017年12月23日(土)～2018年3月の営業期間中 ※ゲレンデの状況により短縮される場合があります。

補助内容 ※1枚につき、1,000円のリフト利用補助券(各施設共通券)
 ※下記の長野県内スキー場のうち、いずれか1カ所で、1名様、当日1回限り、1枚のみ、ご利用いただけます。
 ※ご利用時に、補助券をスキー場の発券所に提出し、対象券種料金から1,000円を差し引いた金額をお支払いください。
 ※お支払いは現金に限り、他のサービス券等との併用はできません。 ※IC保証金は、別途利用者負担です。

申込要項 ※下記の申込書と返信用封筒を同封のうえ、郵送にてお申し込みください。
 ※券の発行枚数に限りがありますので、事業所の規模(平成29年度社会保険協会費の被保険者数に基づく)に応じて、申込みの上限枚数を設定させていただきます。
 ※発行枚数を超えた場合は、抽選とさせていただきます。
 ※落選された場合のお知らせも、返信用封筒を使用いたしますので、予めご了承ください。
 ※発送は、平成29年12月中旬となります。

申込の上限枚数

事業所規模	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上
上限枚数	2枚	4枚	8枚	10枚	15枚	20枚	30枚
返信用封筒の貼付切手	82円	82円	82円	82円	82円	92円	92円

券の配布枚数は、
 上限枚数までとします。

申込先

北信・東信地域の事業所様 ▶ 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4階 (一財)長野県社会保険協会
 中信・南信地域の事業所様 ▶ 〒394-0028 岡谷市本町1-5-3 武居ビル (一財)長野県社会保険協会中南信事務センター

利用できるスキー場と券種

1日券

戸隠スキー場
 飯綱高原スキー場
 いいづなリゾートスキー場
 峰の原高原スキー場
 軽井沢プリンスホテルスキー場
 佐久スキーガーデン「パラダ」
 白馬岩岳スノーフィールド
 梅池高原スキー場

1日券・半日券

黒姫高原スノーパーク
 竜王スキーパーク
1日券・ナイター券(大人券のみ)
 白樺湖ロイヤルヒルスキー場
特別パック券
 野沢温泉スキー場
 (1日券+スパリーナ券)

1,000円以上の券

志賀高原スキー場(ナイター券を除く)
 菅平高原スキー場
 湯の丸スキー場
 白樺高原国際スキー場
 しらかば2in1スキー場
 白馬五竜スキー場
 Hakuba47ウインタースポーツパーク
 Mt.乗鞍スノーリゾート

やぶはら高原スキー場
 開田高原マイアスキー場
 きそふくしまスキー場
 ピラタス蓼科スノーリゾート
 車山高原スキー場
 富士見パノラマリゾート
 霧ヶ峰スキー場
 伊那スキーリゾート
 駒ヶ根高原スキー場

----- 切り取り線 -----

平成29年度 スキーリフト利用補助券申込書		申込枚数	協会受付欄 (※記入不要)
一般財団法人 長野県社会保険協会 宛 スキーリフト利用補助券を右記の枚数申し込みます。		枚	
A	事業所整理記号 ㊤32イロハ・51CB		
B	郵便番号 事業所所在地		
	事業所名		
	電話番号		
	申込責任者氏名		

●申込枚数、A欄、B欄をご記入のうえ、事業所印を押印してください。 } 申込書と返信用封筒を同封のうえ、郵送にてお申し込みください。
 ●切手を貼付した返信用封筒

申込期限 平成29年10月16日(月)

安曇野健康ウォーク

参加申込書

詳細は裏面(8ページ)をご覧ください

事業所名

事業所住所 〒

事業所電話

申込責任者

締切日 10月13日(金)まで FAX 026-223-4876

- 傷害保険に加入しますので、参加者全員分（乳幼児も含む）をご記入ください。
- 太枠欄には当日の代表者の氏名等をご記入ください。

フリガナ 代表者氏名	性別	年齢	合計
	男・女		
当日連絡可能な電話番号(携帯)			名

フリガナ 参加者氏名	性別	年齢	フリガナ 参加者氏名	性別	年齢
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	
	男・女			男・女	

*記入欄が不足の場合は、コピーしてお使いください。(ホームページよりダウンロードできます。)
 *ご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

安曇野 健康ウォーク開催

参加無料

in 国営アルプスあづみの公園

体育奨励事業の一環として「健康ウォーク」を開催します。
里山の様々な景色を楽しみながら公園内を歩きましょう。
ウォーキングの後は、温泉でリフレッシュ！

参加賞
温泉施設
入浴補助券
(小人をのぞく)

公園が
実施している
クイズラリーに
参加できます



日時 10月28日(土) 10時開会式 10時30分スタート(予定)
(9時30分から受付開始) 雨天決行

集合 国営アルプスあづみの公園(安曇野市堀金烏川33-4) 施設駐車場あり

コース 田園文化ゾーン内の2ヶ所のチェックポイントを通るコースを基本としますが、加えて里山文化ゾーンのコースも歩くことができます。
(終了12時30分ごろ)

定員 200名

対象者 平成29年度の会費を納入いただいた事業所の被保険者及びその家族
(ただし中学生以下は、保護者の同伴が必要です。)

申込み 中面の専用申込書にご記入のうえ、**FAX**でお申し込みください。
(受付完了の通知をハガキで申込責任者様あてにお送りいたします。)

締切日 10月13日(金)まで 定員になり次第締切ります。

- その他**
- 昼食・飲み物・雨具等、必要なものは各自でお願いします。(公園内での飲食可能)
 - 雨天でも実施いたします。
 - ゴミは各自お持ち帰りください。

問い合わせ 026-226-5240

FAX 026-223-4876

主催 (一財)長野県社会保険協会

共催 全国健康保険協会長野支部

コース略図

